

地方公務員健康状況等の現況(平成27年度)の概要

【調査対象期間】 平成27年4月1日～平成28年3月31日

【調査事項】

- I 健康診断等の実施状況に関する調査
- II 定期健康診断等の結果に関する調査
- III 長期病休者の状況に関する調査
- IV 在職職員の死亡状況に関する調査
- V 心理的な負担の程度を把握するための検査等の結果に関する調査

【対象職員数】 約77万人（主に首長部局の一般職員の約60%に相当）

【調査対象団体】 342団体

○都道府県（47）＋指定都市（20）＝67団体

○特別区＝23団体

○市（A）：県庁所在市（31）＋人口30万人以上の市（33）＝64団体

○市（B）：人口5～10万人の市＝94団体

○町村：人口1～2万人の町村＝94団体

※市（B）及び町村については、毎年任意に都道府県ごとに2団体抽出。

※警察職員、消防職員及び教員は対象外。

今回調査(平成27年度)の概要

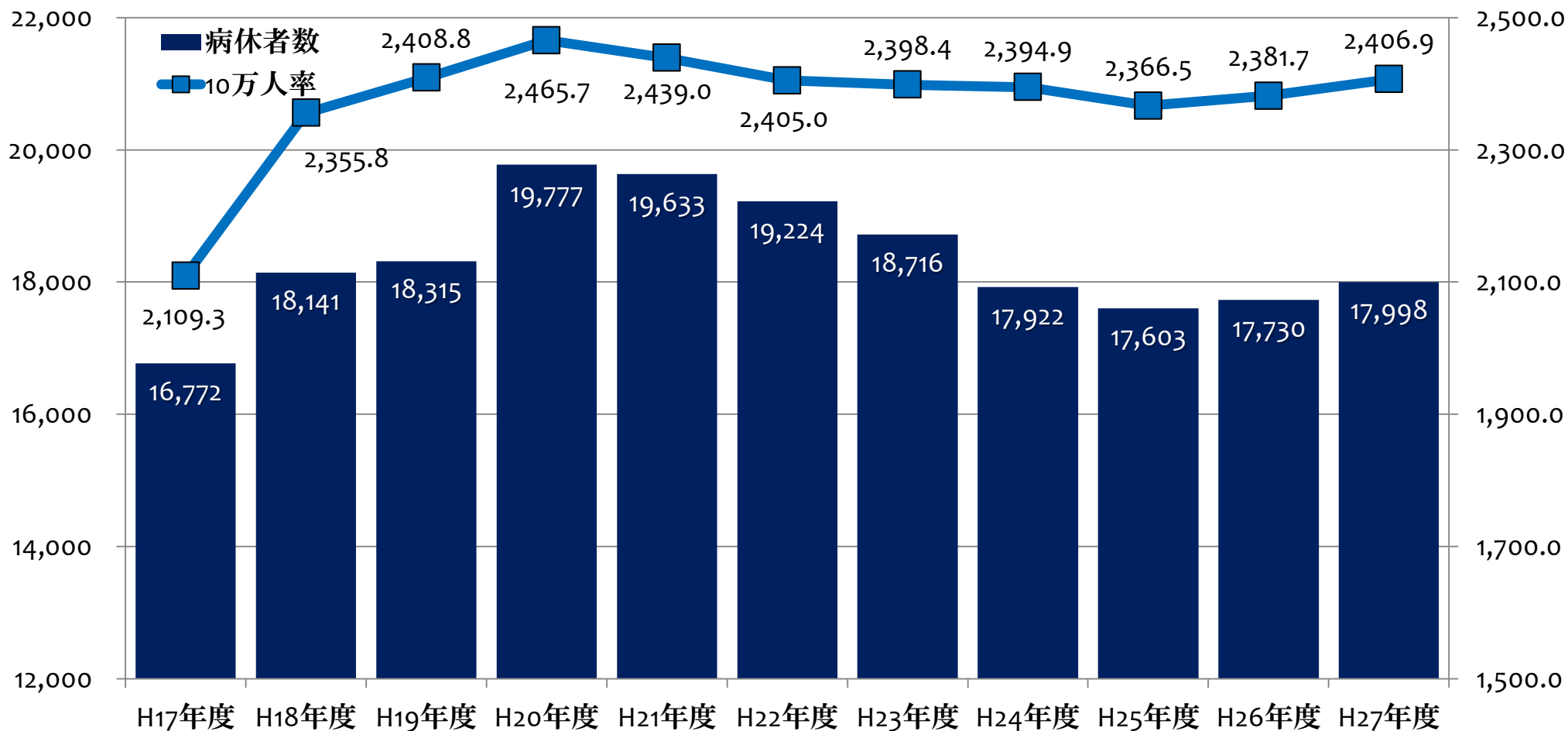
- 1 長期病休者（疾病等により休業30日以上又は1ヵ月以上の療養者）数（10万人率）は、2,406.9人と前年度より25.2人（1.06%）増加した。
- 2 「精神及び行動の障害」による長期病休者数（10万人率）は、1,301.3人と前年度より61.8人（4.99%）増加した。
- 3 「精神及び行動の障害」の長期病休者全体に占める割合は、前年度より2.1%増加し、54.1%であった。
平成24年度からは50%を超えて推移している。
- 4 在職死亡者数（10万人率）は近年、ゆるやかな減少傾向にある。
平成23年度からは90人台で推移し、平成27年度は80人台となった。
(H22年度 109.5人 → H27年度 83.9人)
- 5 一般定期健康診断の有所見率は74.9%と前年度より0.5%増加した。
平成21年度からは70%台で推移している。
- 6 ストレスチェックの実施状況について、医師による面接指導まで終了している団体数は14団体（4.1%）となっている。

(注) ストレスチェックは、1年以内ごとに1回実施しなければならないこととされており、このことを規定する改正労働安全衛生法及び改正労働安全衛生規則は平成27年12月1日から施行されたため、平成28年11月30日までに第1回目のストレスチェックを実施しなければならないが、同法令の施行日から本調査の対象期間である平成28年3月31日までは4か月間であることに留意する必要がある。

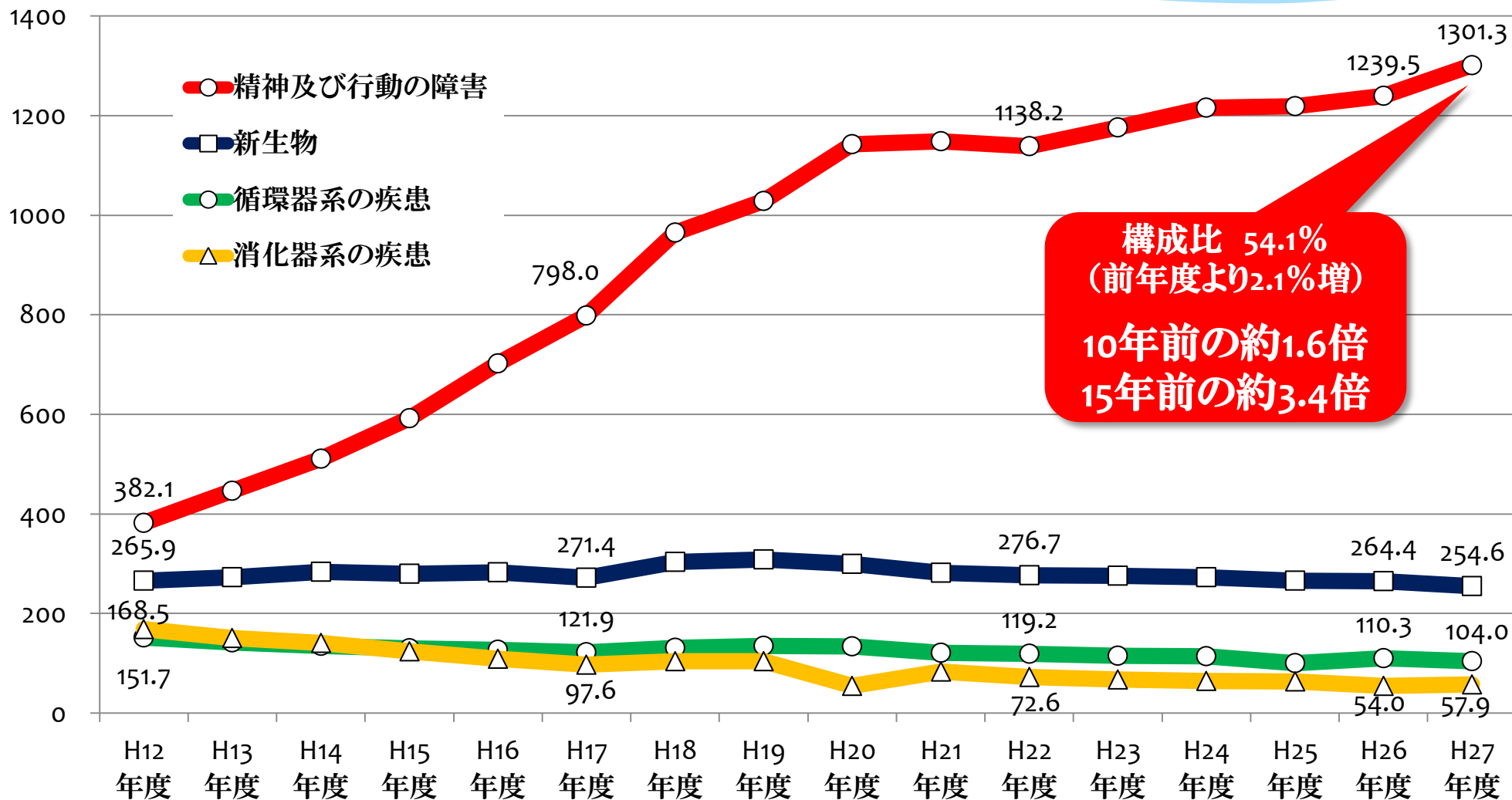
長期病休者数(10万人率)の推移

(長期病休者数(人))

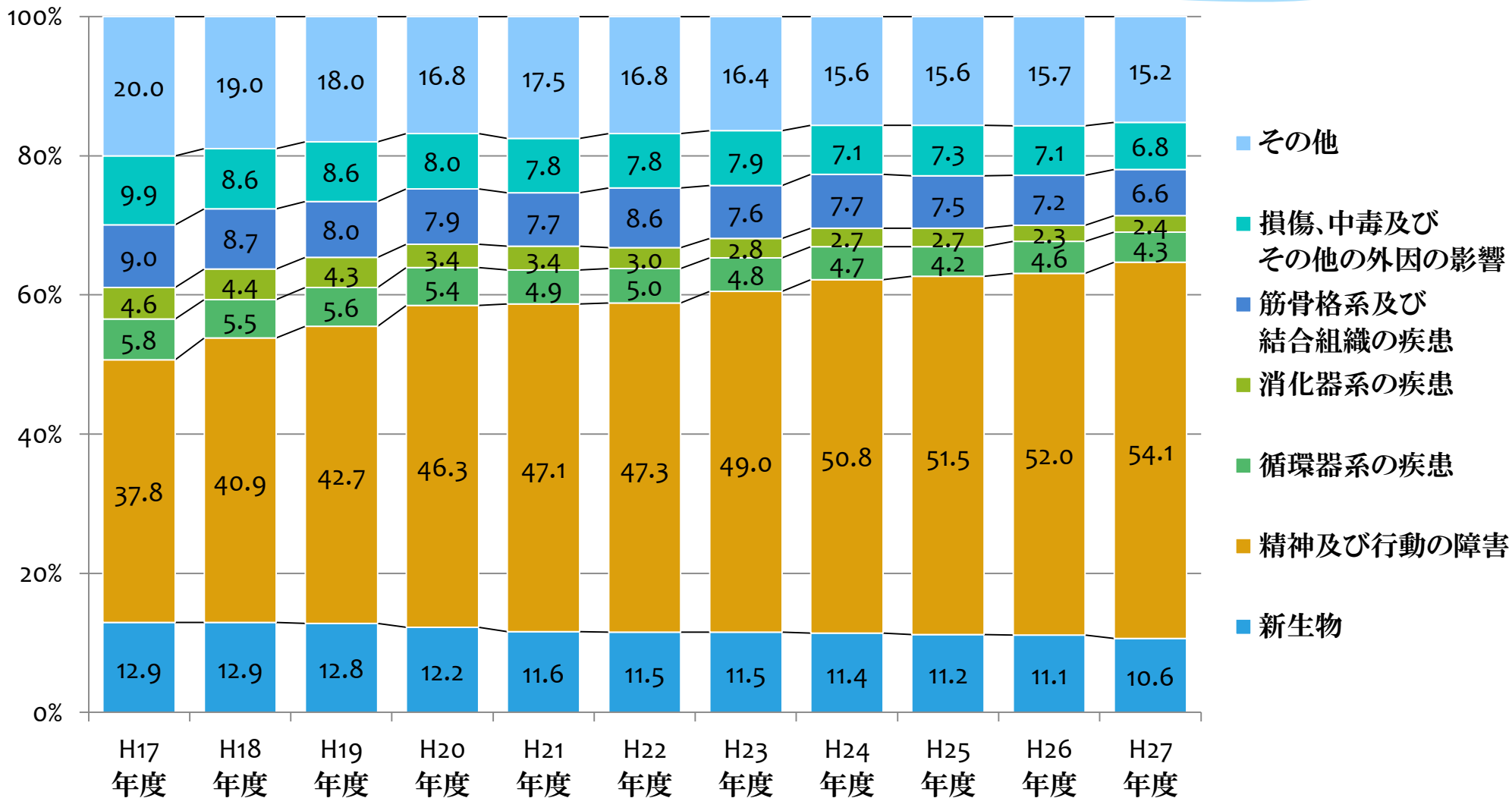
(10万人率(人))



主な疾病分類別の長期病休者（10万人率）の推移



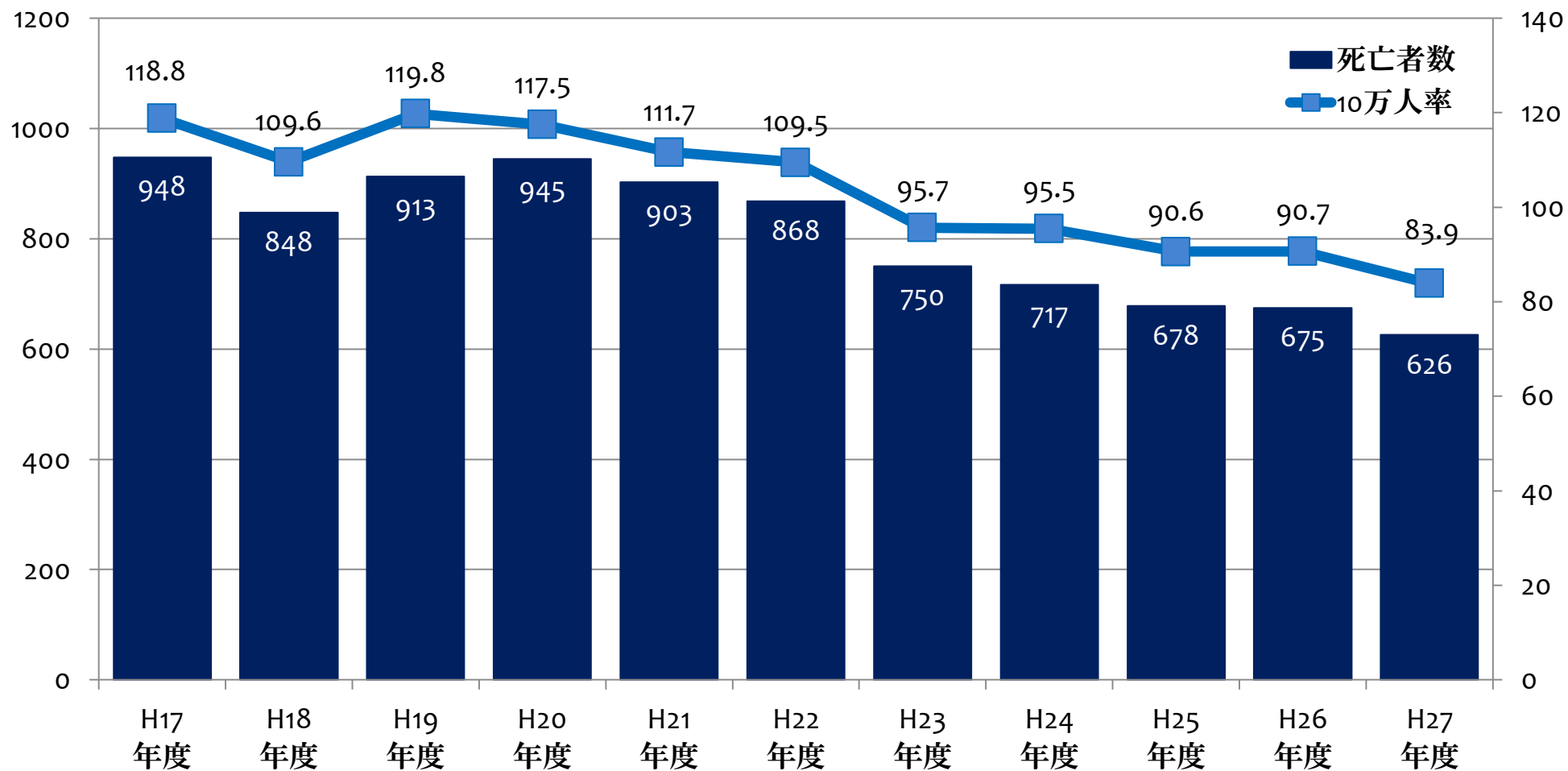
長期病休者の疾病分類別構成比の推移



在職死亡者の推移

(死亡者数(人))

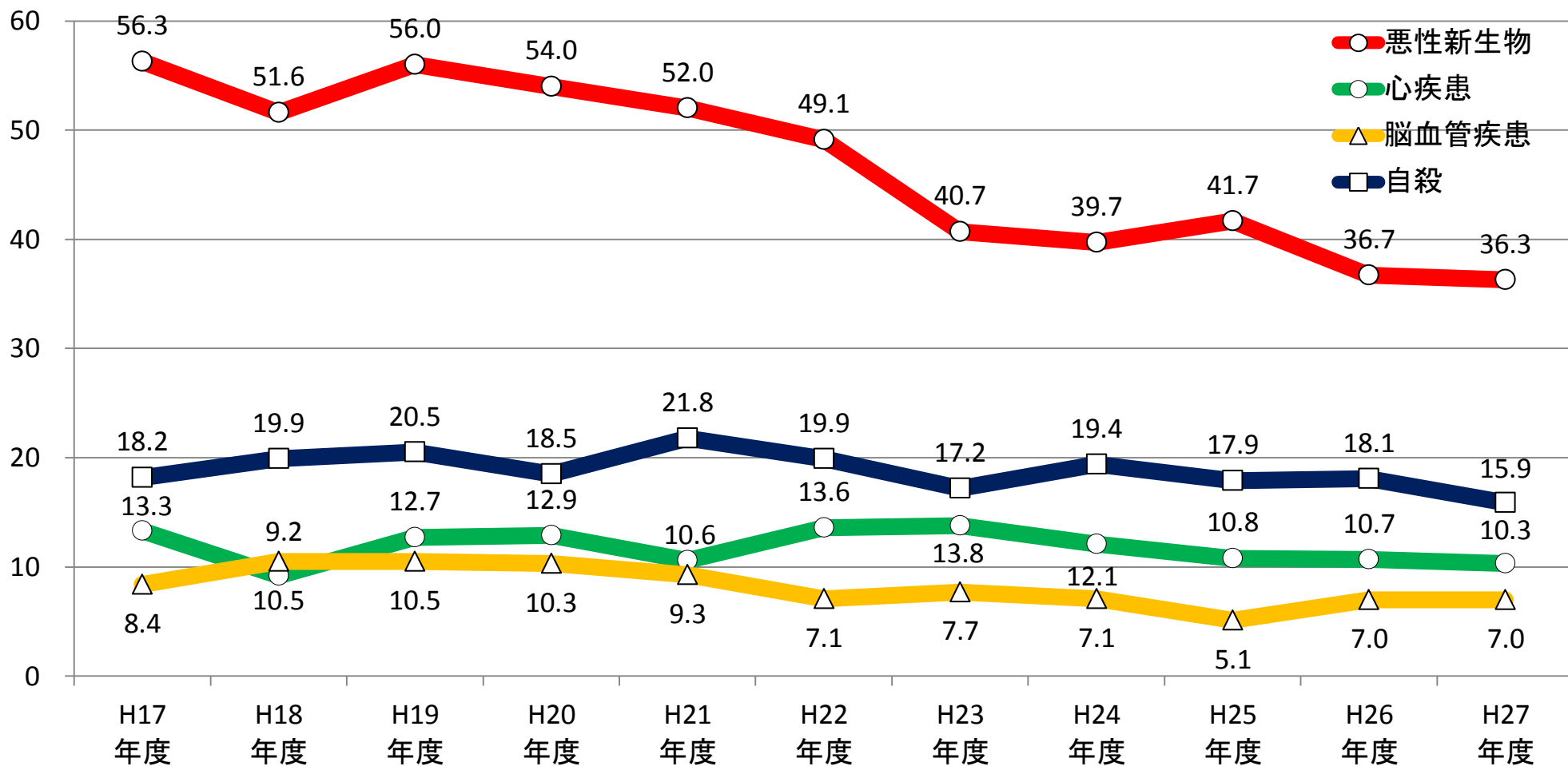
(10万人率(人))



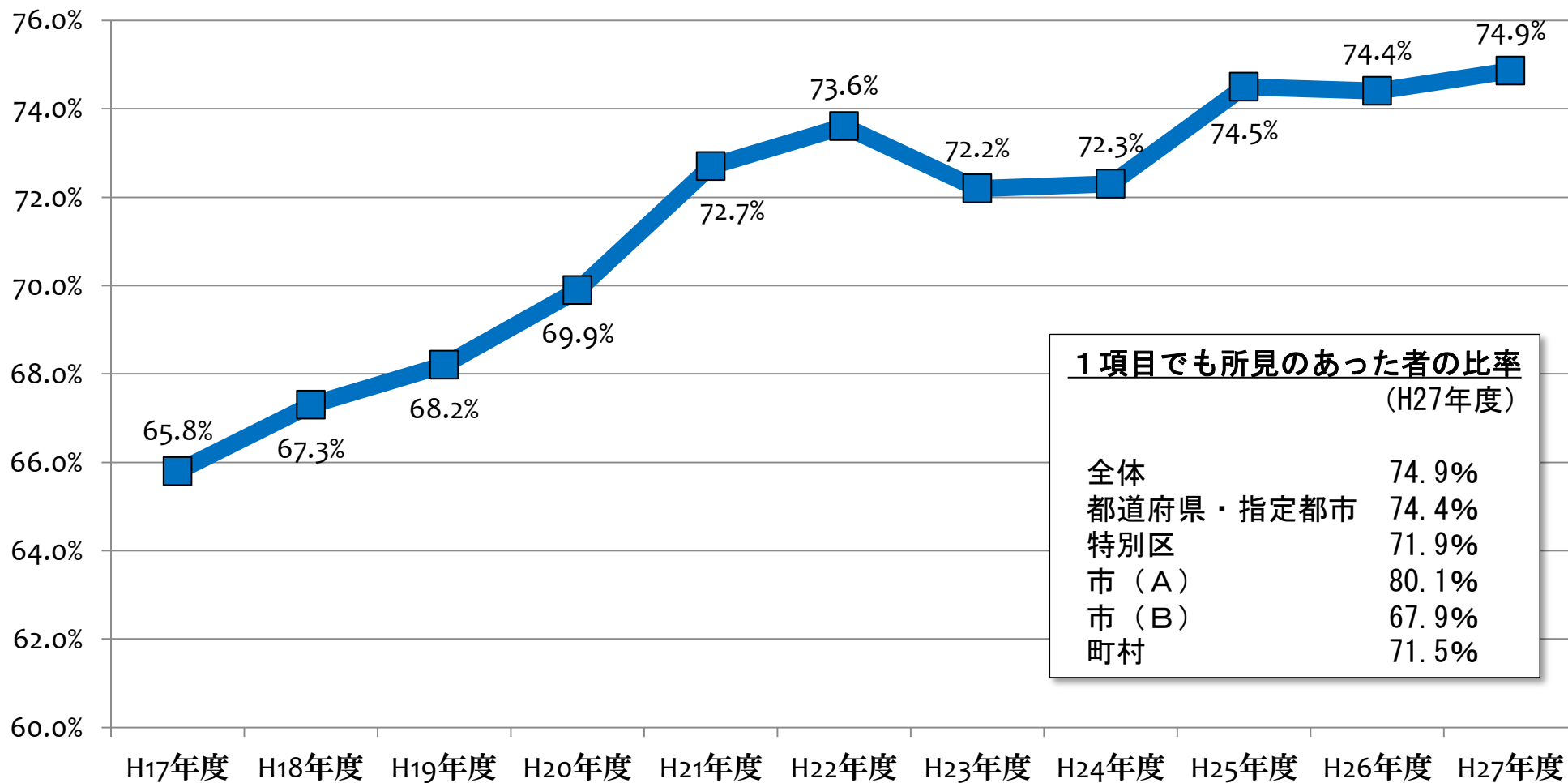
※平成22年度は、東日本大震災の被害が大きかった東北地方の太平洋側沿岸地域の市町村が調査対象として選定されていません。

在職者死亡者(10万人率)の推移(主な原因別)

(10万人率(人))



一般定期健康診断の有所見率の推移



1項目でも所見のあった者の比率 (H27年度)

全体	74.9%
都道府県・指定都市	74.4%
特別区	71.9%
市(A)	80.1%
市(B)	67.9%
町村	71.5%

一般定期健康診断の有所見率（主な検査項目別）

